

会 派 代 表 質 問 通 告 書

2026年8月27日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (日本共産党高島市議団)

高島市議会議員 13番 森脇徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号3)	指定管理者制度導入から20年、制度も施設も総検証を
発 言 事 項	
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
20年を経過した「高島市指定管理47施設」具体的施設を通じ、課題も問題点も浮き彫りだ。6月議会での58号議案問題、8月の指定管理取消し事案、昨年のスポーツ施設での数度の公募事案の発生など、指定管理者制度のあり方が転機にあると考える。 指定管理者制度導入は地方自治法第244条の2と条例をもとに、高島市の施設運営、利用市民の平等を基本に、使用目的での市民満足度の向上、地域での施設利用者の満足度のみでなく、地域の観光振興、スポーツ振興、商業、農林、生涯教育にと、地域の町づくりの拠点としてその果たす役割はますます大きくなっている。同時に、市と指定管理者が協働して施設の維持管理運営に英知を集める新たなステージにある。 指定管理者が、市と協定を結んだ内容で、より市民サービスを発揮願うには、指定管理料そのものの見直しと充実、事業者職員の抜本的処遇改善に市の課題として取り組む必要があると考え、次に質すものです。	

1, 指定管理料の積算と一般会計計上のあり方について

物件、備品、維持メンテ費用のほとんどが上昇しており、全指定管理者が苦慮している。指定管理料を固定的に捉えるのではなく指定期間内の対応を柔軟にする方向が必要ではないか。

指定管理者におき適正予算の編成のため、指定管理料の積み上げにおいて項目ごとに積算根拠を共有し、変動ある固定費等もあることから、年度末精算を取り入れる自治体もある。

とくに、予期せぬ災害復旧費用として、施設が避難所開設等に係り避難所に相応しい臨時対応を管理者が行った場合、経費は事後請求を可能と出来るよう採用すべきでないか。

2, 未来を見据えた役割分担の明確化と市が営繕診断できる専門性を有する体制を

市は、4 7 指定管理施設におき、公募非公募に関わらず施設の営繕診断を節目で把握し、施設機能や修繕箇所で双方の信頼関係が構築されることが必須だと考える。指定管理施設か市直営施設かに関わらず、営繕診断ができる市の財産管理体制にあるか、課題はどうか。

その上で、市と指定管理者の双方におき現状把握で齟齬のないようにし、保全計画を策定し、双方が正確な情報を共有することが過去の事案からも必須だが、考えていくべきでないか。

3, 人件費の上昇に対しては市はスライド制を導入し、基本協定とは別枠での人件費アップ対応とし、歓迎されている。しかし、施設の多くは、施設管理のノウハウを有する従業員を確保したいことから、単年雇用でないスタッフを採用だ。一方で、市は会計年度職員を何人配置するか単年の人件費積

算での管理料だ。

今日、指定管理施設が、固有施設の利用者利便向上のみならず、地域振興やまちづくりの大事な役割を担っている。そうした役割を担うスタッフ配置に応えた継続雇用を可能とする人件費積算に充実する必要があるのではないかと。